

## 都城市保育士等就職支援金等支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の保育所等における保育人材の確保を推進するとともに、保育の受け皿拡充を図ることを目的として、市内の保育所等に就職する保育士等に対し、予算の範囲内において支援金を支給するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 保育士、幼稚園教諭及び保育教諭をいう。
- (2) 保育所等 市内に所在する法人立の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所及び認可外保育施設をいう。ただし、企業主導型保育事業又は事業所内保育施設を除く。
- (3) 幼児教育・保育施設 保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所及び認可外保育施設をいう。
- (4) 常勤 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で、3年以上の雇用が見込まれるものをいう。
- (5) 非常勤 月80時間以上勤務する者で、3年以上の雇用が見込まれるものをいう。
- (6) 新卒者 保育士等の養成校を卒業して1年未満のもので、保育所等での勤務経験がないものをいう。
- (7) 定住自立圏 都城広域定住自立圏を構成する本市、三股町、曾於市及び志布志市をいう。
- (8) 勤続期間 市内の同一の保育所等に保育士等として勤続した期間（同一の法人が経営する保育所等を異動した場合は、通算した期間）をいう。
- (9) 就職支援金 保育所等に新たに採用された者に対して支給する支援金をいう。
- (10) 継続支援金 就職支援金の支給を受けた者に対して勤続期間に応じて支給する支援金をいう。
- (11) 支援金 就職支援金及び継続支援金をいう。

### (支援金の対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲

げる要件の全てを満たす者とする。ただし、この要綱による支援金の支給を受けた者は、除く。

(1) この要綱の施行日（新卒者にあつては、令和7年4月1日）以後に保育所等に新たに常勤又は非常勤の保育士等として採用された者

(2) 市内の保育所等に採用される日から起算して1年以前に、定住自立圏内の幼児教育・保育施設（採用された保育所等の法人が運営する児童クラブその他事業所に保育士等の資格を有して勤務した場合を含む。）に保育士等として勤務したことがない者

(3) 本市の市税を滞納していない者

ただし、新卒者は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間は対象外とする。（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就職支援金

ア 常勤 200,000円

イ 非常勤 100,000円

(2) 継続支援金

ア 常勤 100,000円

イ 非常勤 50,000円

2 第1項第1号の就職支援金は、市内の保育所等に採用された日から起算して1年以内において常勤又は非常勤の区分が変更になった場合であっても、支給額は変更しない。

3 前項第2号の継続支援金は、市内の保育所等に採用された日から起算して2年又は3年を経過したときに、それぞれ支給同号に規定する額を支給する。この場合において、勤続期間が採用された日の翌日から起算して1年を超え2年に到達する日又は2年を超え3年に到達する日までの間に常勤又は非常勤の区分が変更になった場合の支援金の額は、次の当該各号に掲げる変更の区分により、当該各号に定められた区分とする。

(1) 常勤から非常勤 非常勤

(2) 非常勤から常勤 非常勤。ただし、常勤の勤続期間が6月以上の場合は、常勤採用日から起算して、都城市及び定住圏内に所在のある幼児教育・保育施設の保育士等として勤務後、離職して1年以上である。過去にこの要綱による支援金の給付を受けていないこと。

(勤続期間)

第5条 勤続期間は、1月単位で計算するものとする。

2 勤続期間に算入する月の計算において、1月当たりの要勤務日数の半数を超える出勤がある場合は算入し、当該日数以下の場合は算入しないものとする。

3 勤続期間において支給対象者が勤務しなかった（以下「休業」という。）期間及び前項の規定により勤続期間に算入されなかった月は、休業期間とし、勤続期間から控除するものとする。

4 休業期間は、次表の左欄に掲げる取得事由に応じ、同表中欄に規定する期間を上限とする。この場合において、休業期間を取得しようとする支給対象者は、休業期間届出書（様式第1号）に同表右欄に規定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

休業期間の取得事由	休業期間の上限	届出書提出の添付書類
産前産後休業	支給対象者が出産予定月から起算して前後2月	母子手帳
育児休業	支給対象者の子どもが3歳に到達するまでの期間	母子手帳及び就労証明書
疾病	1年を超えない期間で医師による診断書により治療が必要と認められる期間	医師が発行した診断書
その他の休業	1月	市長が必要と認める書類

5 支給対象者が、前項に規定する休業期間の上限を超えて休業する場合は、離職したものとみなす。

（支援金の申請）

第6条 支給対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 就職支援金

ア 都城市保育士等就職支援金支給申請書（様式第2号）

イ 雇用契約書

ウ 保育士資格証又は幼稚園教諭免許状の写し

エ 履歴書の写し（新卒者は、卒業したことが分かる書類を添付すること。）

オ 住民票（本市に居住の場合は除く。）

カ 通帳の写し等（振込口座が分かる書類）

キ 滞納のない証明書（採用された日から3月以内のものに限る。ただし、

市税の納税状況調査に同意する場合は不要。)

ク 請求書 (様式第 3 号)

(2) 継続支援金

ア 都城市保育士等継続支援金支給申請書 (様式第 4 号)

イ 継続在籍証明書 (様式第 5 号)

ウ 通帳の写し等 (振込口座が分かる書類)

エ 滞納のない証明書 (勤続期間が 2 年又は 3 年を経過した日から 3 か月以内のものに限る。)

オ 請求書 (様式第 2 号)

2 市長は、支援金の支給に関し、支援金の申請をした者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(申請の期限)

第 7 条 申請の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

(1) 就職支援金 採用された日から 3 月以内

(2) 継続支援金 勤続期間が 2 年又は 3 年を経過後、3 月以内

(支援金の変更申請)

第 8 条 第 7 6 条の規定により支援金の申請した後、申請の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更申請書 (様式第 6 号) を提出しなければならない。

(支給の決定)

第 9 条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査を行い、都城市保育士等就職支援金支給決定 (却下) 通知 (様式第 7 号) 又は都城市保育士等継続支援金支給決定 (却下) 通知 (様式第 8 号) により速やかに通知するものとする。

2 第 5 条第 1 項第 1 号に定められる支援金の額は、採用後、1 年未満で離職した場合は全額返還するものとする。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

(決定の取消し)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき

(2) 支援金の支給を受けた者又は支援金の支給を受けた者と同一世帯に属す

る者が暴力団員と判明したとき

(3) 前号2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

都城市長 宛て

住所

氏名

（記名・押印又は署名）

休業期間届出書

都城市保育士等就職支援金について、下記のとおり休業期間を届け出ます。

（1）休業する理由と期間

摘要	期間
産前産後休業	令和 年 月 日～令和 年 月 日
育児休業	令和 年 月 日～令和 年 月 日
疾病	令和 年 月 日～令和 年 月 日
その他	令和 年 月 日～令和 年 月 日

（2）添付書類（チェックをつけること。）

チェック欄	摘要	必要な書類
	産前産後休業	母子手帳
	育児休業	母子手帳及び就労証明書
	疾病	医師が発行した診断書
	その他	市長が必要と認める書類

備考

- （1）産前産後休業 出産予定月から起算して前後2月
- （2）育児休業 最大支給対象者の子どもが3歳に到達するまでの期間
- （3）疾病 1年を超えない期間で医師による診断書により治療が必要と認められる期間  
断書により治療が必要と認められる期間（最大1年まで）
- （4）その他の休業 最大1月

年 月 日

都城市長 宛て

住所

氏名

（記名・押印又は署名）

都城市保育士等就職支援金支給申請書

都城市保育士等就職支援金について、支援金の支給を受けたいので、都城市保育士等就職支援金支給要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

（1）雇用内容

施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
雇用期間（見込）	令和 年 月 日～令和 年 月 日
雇用更新の有無	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めあり
雇用形態	常勤 ・ 非常勤
就労形態	週 時間勤務（1日 時間・週 日） 月 日勤務（1日 時間）

（2）要件（チェックをつけること。）

チェック欄	要件
	保育士資格または幼稚園教諭免許を有している。
	採用日以前において、都城市及び定住圏内に所在のある幼児教育・保育施設保育所に保育士等として勤務したことがない。
	採用日から起算して、都城市及び定住圏内に所在のある幼児教育・保育施設の保育士等として勤務後、離職して1年以上である。
	都城市税に滞納がない。

（3）添付書類（チェックをつけること。）

チェック欄	提出書類	チェック欄	提出書類
	雇用契約書		保育士資格証または幼稚園教諭免許状の写し
	履歴書の写し		住民票 ※都城市居住の場合は不要
	通帳の写し等 ※振込口座が分かる書類		滞納のない証明 ※納税状況調査に同意している場合は不要。
	請求書 (様式第3号)		

暴力団排除、補助金等の交付条件及び市税の納税調査に

関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

年 月 日

都城市長 宛て

住所

氏名

（記名・押印又は署名）

## 請求書

都城市保育士等就職支援金（就職支援金・継続支援金）として、下記の金額を請求します。

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

支払方法	振 込							
振込先		銀行 金庫 農協						支店 支所 営業部 出張所
種別	普通 ・ 当座	口座番号						
口座名義	(フリガナ)							

都城市長 宛て

住所

氏名

(記名・押印又は署名)

## 都城市保育士等継続支援金支給申請書

都城市保育士等継続支援金について、支援金の支給を受けたいので、都城市保育士等就職支援金支給要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

## (1) 雇用内容

法人名・施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
雇用形態	常勤 ・ 非常勤

## (2) 要件 (チェックをつけること。)

チェック欄	要件
	採用日から起算して、勤続期間が2年又は3年が経過している。
	育児休業等による休止期間があった。
	休止期間を除き、勤続期間年数が採用日から起算して、2年又は3年経過している。

## (3) 添付書類 (チェックをつけること。)

チェック欄	提出書類	チェック欄	提出書類
	継続在籍証明書 (様式第54号)		滞納のない証明 ※納税状況調査に同意している場合は不要。 滞納のない証明
	通帳の写し等 ※振込口座が分かる書類		請求書 (様式第3号)

暴力団排除、補助金等の交付条件及び市税の納税調査に

関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

年 月 日

都城市長 宛て

法人名  
 (施設名)  
 代表者名

(記名・押印又は署名)

## 継続在籍証明書

下記の内容について、相違ないことを証明します。

氏名							
採用年月日	令和 年 月 日						
雇用期間（見込）	令和 年 月 日～令和 年 月 日						
雇用更新の有無	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めあり						
雇用形態	常勤 ・ 非常勤						
職歴							
勤務期間・休止期間				施設名			
勤務実績							
年 月		年 月		年 月		年 月	
	時間		時間		時間		時間
	日		日		日		日
年 月		年 月		年 月		年 月	
	時間		時間		時間		時間
	日		日		日		日
年 月		年 月		年 月		年 月	
	時間		時間		時間		時間
	日		日		日		日

※賃金台帳を添付してください。

年 月 日

都城市長 宛て

住所

氏名

(記名・押印又は署名)

## 変更申請書

都城市保育士等就職支援金について、 年 月 日付け都育第 号で決定通知を受けた内容に変更があったので、都城市保育士等就職支援金支給要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

## (1) 雇用内容 (変更前)

施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
雇用期間 (見込)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
雇用更新の有無	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めあり
雇用形態	常勤 ・ 非常勤
就労形態	週 時間勤務 (1日 時間・週 日) 月 日勤務 (1日 時間)

## (2) 雇用内容 (変更後)

施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
雇用期間 (見込)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
雇用更新の有無	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めあり
雇用形態	常勤 ・ 非常勤
就労形態	週 時間勤務 (1日 時間・週 日) 月 日勤務 (1日 時間)

※変更内容が分かる書類を添付すること。

様

都城市長

印

都城市保育士等就職支援金支給決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました都城市保育士等就職支援金支給申請について、  
下記のとおり決定（却下）しましたので、都城市保育士等就職支援金支給要綱第10条第1項の規  
定により、通知します。

記

1 支給予定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 雇用内容

施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
雇用期間（見込）	令和 年 月 日～令和 年 月 日
雇用更新の有無	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めあり
雇用形態	常勤 ・ 非常勤
就労形態	週 時間勤務（1日 時間・週 日） 月 日勤務（1日 時間）

（却下理由）

様

都城市長

印

都城市保育士等継続支援金支給決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました都城市保育士等継続支援金支給申請について、下記のとおり決定（却下）しましたので、都城市保育士等就職支援金支給要綱第10条第1項の規定により、通知します。

記

1 支給予定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 雇用内容

施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
雇用形態	常勤 ・ 非常勤

（却下理由）